

令和3年2月9日

各 位

各務原市 市長公室
まちづくり推進課長

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

平素は市政全般にわたりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、地域における消費者被害防止にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、全国的に消費者トラブルは増加の傾向にあり、特に高齢者、障がい者、認知症の方などの消費者被害は深刻化する事例がございます。

市では市民の消費者被害を防止し、消費者の安全を確保するため、消費生活相談室を設置するとともに、出前講座等による消費者知識の啓発に努めております。

さらに、消費生活のうえで特に配慮が必要な方の消費者被害を未然に防止する取り組みのため「消費者安全確保地域協議会」を設置しています。この協議会は単なる消費者行政の強化から、地域の官民連携による消費者被害防止へと、新たな消費者政策への展開を図ることを目指すものです。

本市においては協議会を単独で設置するのではなく、従来より地域の高齢者等を権利擁護の観点からも包括的にケアしていただいている「各務原市高齢者包括ケア会議」を「消費者安全確保地域協議会」として位置づけさせていただいております。

高齢者地域ケア会議の構成員であります、介護保険サービス事業者の皆さまおかげましては、日頃の業務の中で、消費者保護に関する見守りを行っていただき、お困りの方がありましたら、消費生活相談室をご案内いただくなど、高齢者等の消費者被害の拡大防止に、今後も引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

【各務原市消費生活相談室】

開設日時 毎週 月・水・木・金 曜日

10:00~12:00

13:00~17:00

場 所 市民相談室（市役所本庁4階 まちづくり推進課）

電 話 058-383-1884 ※電話相談、予約も可能です。

（「188（イヤヤ！）」でも開設している最寄りのセンターにつながります。）

担当：各務原市役所 市長公室まちづくり推進課

生活相談係 島元・安井

電話 058-383-1884（直通）

■最近多くみられる消費者被害の事例について

いま起きている「高齢者・障がい者」に関わる悪質商法や特殊詐欺などについて、典型的な事例が国民生活センターから「見守り新鮮情報」として紹介されています。また、新たな手口についても逐次マスコミで報道されていますので注意が必要です。

悪質商法事例①

「排水管の高圧洗浄トラブルに注意」

本市をはじめ全国の消費生活センター等には、排水管や排水樹等の洗浄サービスに関するトラブルが寄せられています。点検に来たと言って来訪したり、裏面のようなチラシで巧みに勧誘し、「実施しないと危険」などと言ってサービスの契約をさせます。

悪質商法事例②

「配置薬の補充だけのはずが・・・ 高額な健康食品を買うはめに」

配置薬を補充する定期訪問の際に、高額な健康食品を勧誘されたという相談が本市にも寄せられています。高齢者の家に頻繁に訪問してくる人がいないか、家の中に大量の未開封の品物や不明な契約書がないかなど、日頃から気を配る必要があります。

特殊詐欺事例①

「医療費などの還付金詐欺に注意」

以前から発生しているニセ電話詐欺の手口ですが、特に最近市内において頻発しています。市の情報メール「各務原防犯情報」や防災無線などで連日のように注意喚起されていますが、実際に市内でも大金を振り込んでしまった被害も発生しています。

特殊詐欺事例②

新聞記事コピー参照

新型コロナウィルス感染症拡大に乗じて不安をあおり、10万円振り込めばワクチンを優先的に接種できる、ワクチン開発に投資できるなどと金銭を要求する不審な勧誘が、電話やSNSに相次いでいます。このような時世を反映した詐欺事案は今後も増加すると考えられます。

見守り 新鮮情報

「排水管の高圧洗浄 3千円」というチラシを見て、電話で依頼した。来訪した業者から渡された見積書は 2万円 を超えていたが、自分が家に呼んだので断つたら申し訳ないと思い、契約書にサインした。その後、同じ業者の別の人気が家に来て、「排水設備が老朽化しているので、全部交換したほうがいい。交換しないと家が傷んでしまう」と言われ、20万円 の排水工事 の契約を結んでしまった。

(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

排水管の高圧洗浄 トラブルに注意

ひとこと助言



慎重にね

見守るくん

- 低価格を強調したチラシをみて、排水管の高圧洗浄を依頼したところ、高額な費用を請求されたという相談が寄せられています。
- チラシに「〇〇円」と大きく記載されている場合、その料金は1カ所あたりの費用である旨等、料金の条件や、詳細な説明が小さな文字で記載されていたり、目立たない部分に記載されていました。チラシの内容をしっかりと確認し、安さにつられて安易に依頼しないようにしましょう。また、本当に必要な作業なのか冷静に判断する必要があります。
- 排水管洗浄の契約をきっかけに、事業者からさらなる点検や別の作業の契約を勧誘される場合もあります。必要がない契約はきっぱり断ることも大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

見守り 新鮮情報

配置薬の補充 だけのはずが… 高額な健康食品を 買うはめに

一人暮らしの母は20年以上前から配置薬を使用し、約3ヶ月ごとに訪問を受けていた。先日、今までとは別の担当者が来た。常備薬の補充の後、1瓶約4万円もするサプリメントの勧誘を受け、断っても「10回払いにすればいい」と言われ、配置薬補充代金とは別に、約3千円を集金されたようだ。

(当事者:70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



断るときは
きっぱりと

- 配置薬を補充する定期訪問の際に、高額な健康食品を勧誘されたという相談が寄せられています。不要なら、きっぱりと断りましょう。できれば一人で対応せず、家族など周りの人一同席してもらいましょう。
- 家族など周りの人は、高齢者の家に頻繁に訪問してくる人がいないか、家の中に多量の未開封の品物や不明な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。家族や周りの方が相談する場合は、できるだけ本人から詳しく話を聞きましょう(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

第217号

自宅に**市の福祉事務所**を名乗って電話があり、「**医療費を還付**する案内のはがきを送っているが、届いていないか」と言われた。「届いていない」と答えると、「こちらで受け付けている。近くの**コンビニ**に行って、**ATM**の前から**指定の電話番号**へ連絡するように」と指示された。コンビニから連絡し、**指示されるまま**に**ATM**を操作したが、出てきた明細を見ると、約**100万円を振り込んだ**ことになっていた。

(60歳代 男性)

医療費などの 還付金詐欺に注意！

ひとこと助言

信じちゃダメ！



見守るくん

- この手口は、電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金の還付金があると言って、スーパー やコンビニなどのATMに誘導しますが、還付金がATMで支払われることは絶対にありません。
- 「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMに行くように」と言わされたら、還付金詐欺です。
- このような電話があったら、相手の説明を疑い、すぐに警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

「10万円でワクチン優先接種」

悪質勧誘や詐欺相次ぐ

種開始時期に合わせ勧誘が増える
恐れがある。国や自治体がワクチ
ンの関係で、電話やSNSで金銭
や個人情報を求める「一切な
い」として注意を呼び掛けている。
消費者庁などによると、全国の
消費生活センターに昨年6月以来
、相談が数十件寄せられた。今
、昨年10月には、九州地方の20代
女性がSNS上でワクチン開発に
関する投資についての書き込みを
見て、投稿主に問い合わせた。勧
誘されるまま120万円を振り込
んだ後、連絡が途絶えた。

新型コロナウイルスのワクチンについて「10万円振り込めば優先的に接種できる」「開発に投資できる」として個人情報や金銭を要求する不審な勧誘が、電話や会員制交流サイト(SNS)に相次いでいることが30日までに、消費者庁などへの取材で分かった。同市は担当者は「実際にワクチン接種ができるので、居住状況の電話があった。別の近畿地方の80代女性は、昨年12月、「ワクチンが無料で接種できるので、居住状況自治体の保健行政担当と名乗る人物から「コロナワクチンを優先的に接種できるようになつた。後日返金されるので、指定された銀行口座に10万円を振り込むように」の80代女性は昨年12月、「ワクチンが無料で接種できるので、居住状況

R3.7.29 岐阜